

引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として町に交付され、その引き上げ分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和3年度利尻町一般会計当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

(単位:千円)

項 目		決算額
<歳入>	地方消費税交付金(社会保障財源分)	28,000
<歳出>	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	584,966

一般会計

(単位:千円)

区分	目的別	令和3年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・道支出金	地方債	その他		うち引上分の 地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)
民生費	社会福祉費	79,297	50,846	0	5,747	22,704	3,796
	老人福祉費	163,136	4,282	13,200	16,055	129,599	7,809
	児童福祉費	37,858	19,182	0	11,931	6,745	1,812
	国民健康保険事業費	23,884	7,149	0	0	16,735	1,143
	後期高齢者医療事業費	42,910	6,145	0	0	36,765	2,054
	小 計	347,085	87,604	13,200	33,733	212,548	16,614
衛生費	保健衛生費	237,881	19,682	37,600	19,098	161,501	11,386
合 計		584,966	107,286	50,800	52,831	374,049	28,000

※事務費および人件費については除外しています。